



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*40 和歌山県がん対策推進委員会規則 (健康推進課) ..... 1

### ○ 告示

838 平成27年度自衛官募集	(市町村課) ..... 3
839 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課) ..... 4
840 指定自立支援医療機関の変更	(障害福祉課) ..... 5
841 救急病院の認定	(医務課) ..... 5
842 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課) ..... 5
843 大規模小売店舗の店舗面積の届出	(商工振興課) ..... 6
844 大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要	(〃) ..... 6
845 労働条件等実態調査の実施	(労働政策課) ..... 7
*846 和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定	(果樹園芸課) ..... 8
847 保安林の指定の解除	(森林整備課) ..... 8
848 公共測量の実施	(技術調査課) ..... 8
849 公有水面埋立て工事のしゅん功認可	(港湾空港課) ..... 8
850 平成23年和歌山県告示第396号(港湾法による袋港臨港地区内における分区の指定)の一 部改正	(〃) ..... 9
851 一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課) ..... 10

### ○ 警察本部告示

6 交通切符管理システム構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格  
等 ..... 10

### ○ 公告

入札公告 (警察本部) ..... 14

## 規 則

### 和歌山県規則第40号

和歌山県がん対策推進委員会規則を次のように定める。

平成27年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県がん対策推進委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、和歌山県がん対策推進条例（平成24年和歌山県条例第93号。以下「条例」という。）第29条第2項の規定に基づき、がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員18人以内で組織する。

- 2 委員は、がん、がん医療若しくはがんの予防又は個人情報の保護に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、原則として委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。  
(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(専門委員)

第5条 委員会に、専門の事項を審査させ、審議させ、又は調査審議させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者その他適當と認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査、審議又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。  
(部会)

第6条 委員会に、和歌山県がん登録運営部会及び和歌山県がん診療連携推進病院検討部会を置く。

- 2 前項で定めるもののほか、知事は、必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。
- 3 部会に属する委員及び専門委員は、委員長が指名する。  
(部会の審議事項)

第7条 和歌山県がん登録運営部会は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第2条第3項に規定する全国がん登録、同条第7項に規定する全国がん登録情報及び同法第22条第1項のデータベースに関する事項を調査審議する。

- 2 和歌山県がん診療連携推進病院検討部会は、条例第14条第2号のがん診療連携拠点病院に準ずる病院の整備に関する事項を調査審議する。

(部会長)

第8条 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。  
(部会の会議)

第9条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、その部会に属する委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席している委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、部会の決議をもって委員会の決議とすることができます。  
(守秘義務)

第10条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、福祉保健部健康局健康推進課において処理する。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第838号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の平成27年度募集について、次のとおり告示する。

平成27年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 募集種目及び採用時期

##### （1）募集種目

自衛官候補生

##### （2）採用時期

平成28年3月下旬から同年4月上旬まで

#### 2 試験期日、試験場及び試験種目

##### （1）3・4月要員（男子）

試験期日	試験場	試験種目
平成27年9月11日（金）	和歌山市	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査
平成27年9月29日（火）	和歌山市	
平成27年9月30日（水）	田辺市	
平成27年10月3日（土）	和歌山市	

\* 平成28年3月に高等学校及び中等教育学校卒業予定者は、平成27年9月16日（水）以降の試験期日とする。

\* 試験期日及び試験場については、志願票提出後に自衛隊和歌山地方協力本部にて指定する。

##### （2）3・4月要員（女子）

試験期日	試験場	試験種目
平成27年9月25日（金）	和歌山市	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査

#### 3 受付期間

##### （1）3・4月要員（男子）

それぞれ試験期日の前日まで

##### （2）3・4月要員（女子）

平成27年8月1日（土）から同年9月8日（火）まで

#### 4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者であつて、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 5 受験手続

- (1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部、同地域事務所若しくは同募集案内所に請求すること。

名 称	所 在 地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港一丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇一丁目3-2 KK6ビル3階	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1-2 新橋ビル2階	073-432-4479
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0004 田辺市下万呂564-2 宮本ビル	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階	0735-21-3449

- (2) 提出書類及び提出先

志願者は、自衛官候補生志願票1通及び受験票を(1)の機関へ持参又は郵送すること。

- (3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した(1)の機関に連絡すること。

## 6 採用予定者への通知

- (1) 選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付する。
- (2) 不合格者には通知しない。
- (3) 採用候補者は、採用候補者名簿に記載され、その後採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。通知時期については、試験時に知らせる。

## 7 その他

- (1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。
- (2) 入隊時に再度身体検査を行うが、その際、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。  
なお、併せて薬物検査を実施する。

## 和歌山県告示第839号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成27年9月3日まで縦覧に供する。

平成27年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 申請年月日

平成27年7月3日

## 2 名称

特定非営利活動法人かめのこ会

## 3 代表者の氏名

亀本靖枝

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市中之島1280番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々が活き活きと誇りをもって暮らして行くためのトータルケアを目的とする。また、地域福祉に根ざした活動をもって、誰もが住みやすい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第840号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成27年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーション・キタデ	御坊市湯川町財部724	医療機関の所在地	御坊市湯川町財部733-1	御坊市湯川町財部724	平成26.4.21

## 和歌山県告示第841号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 名称 白浜はまゆう病院

## 2 所在地 西牟婁郡白浜町1447

## 3 有効期限 平成30年6月29日

## 和歌山県告示第842号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成27年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 失効する知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「CIRCUS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「BLUE SpiCe」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧

に供する。）

2 失効理由

当該知事監視製品が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成27年7月17日

---

和歌山県告示第843号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次の大規模小売店舗から店舗面積の合計が同法第3条第1項の基準面積以下となる旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により公告する。

平成27年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワボック

和歌山県和歌山市元寺町一丁目73番地1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

内田産業株式会社 代表取締役 内田利司

和歌山県和歌山市中之島1563

3 変更した年月日

平成14年12月1日

4 届出年月日

平成27年7月3日

---

和歌山県告示第844号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成27年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新宮ショッピングセンター

和歌山県新宮市橋本二丁目3971-1外11筆

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成27年和歌山県告示第197号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）

新宮市商工観光課（新宮市春日1番1号）

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成27年7月17日から同年8月17日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

## 和歌山県告示第845号

和歌山県統計調査条例（平成21年和歌山県条例第22号）第3条の規定により、労働条件等実態調査を次のとおり実施する。

平成27年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査の名称及び目的

(1) 名称

労働条件等実態調査

(2) 目的

県内の事業所に雇用される労働者の労働条件、各種制度等の実態を明らかにし、それらの改善と、労使関係の安定に資するための基礎資料に供することを目的とする。

2 調査対象の範囲

次に掲げる範囲に属する事業所

(1) 地域的範囲

和歌山県内全域

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類のうち次に掲げる大分類に属する事業所

ア D 建設業

イ E 製造業

ウ F 電気・ガス・熱供給・水道業

エ G 情報通信業

オ H 運輸業, 郵便業

カ I 卸売業, 小売業

キ J 金融業, 保険業

ク K 不動産業, 物品賃貸業

ケ L 学術研究, 専門・技術サービス業

コ M 宿泊業, 飲食サービス業

サ N 生活関連サービス業, 娯楽業

シ O 教育, 学習支援業

ス P 医療, 福祉

セ Q 複合サービス事業

ソ R サービス業（他に分類されないもの）

3 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 事業所の現況

イ 賃金及び労働時間

ウ 定年制の有無等

エ 育児及び介護休業制度の利用状況等

オ パートタイム労働者の労働条件

カ 公益通報者保護法に係る規定の有無等

キ 人事及び労務管理の状況

(2) 基準となる期日

平成27年7月31日

4 報告を求める者

2の範囲に属し、県内に主たる事務所を有する次に掲げる民営の事業所

- (1) 常用雇用者が30人以上の全事業所（県内に複数の事業所がある場合は、主たる事業所）
- (2) 常用雇用者10人以上30人未満の事業所のうち産業分類別に無作為に抽出した約600事業所

#### 5 報告を求めるために用いる方法

調査票を直接対象事業所に郵送し、自計申告された調査票を郵送により回収する自計申告方式

#### 6 報告を求める期間

調査票が到着した日から平成27年8月31日までとする。ただし、調査の再依頼を行う場合は、平成27年9月30日まで期間を延長するものとする。

#### 和歌山県告示第846号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例（平成25年和歌山県条例第16号）第7条第1項に規定する知事が定める県外の区域を次のとおり指定し、平成27年8月16日から施行する。

平成27年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

都道府県	市町村（特別区を含む。）
岐阜県	神戸町及び池田町

#### 和歌山県告示第847号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市上芳養字輪玉5213の3、5213の4
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

#### 和歌山県告示第848号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき日高町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量 数値地形図データファイル作成
- 2 作業期間 平成27年6月22日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡日高町全域

#### 和歌山県告示第849号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成27年7月17日

袋港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 しゅん功認可を受けた者
  - (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
  - (2) 名称 和歌山県
  - (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号

(4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

## 2 埋立区域

### (1) 位置

#### 埋立区域①

和歌山県東牟婁郡串本町串本字袋寺之元627番地3、628番地1及び629番地の地先公有水面

#### 埋立区域②

和歌山県東牟婁郡串本町串本字袋寺之元629番地及び1729番地1の地先公有水面

### (2) 区域

#### 埋立区域①

次の各地点のうち、1の地点から4の地点までを順次に結んだ線、4の地点と1の地点を結ぶ平成24年の秋分の満潮位(D.L.+1.83m)における公有水面と陸地及び既設護岸との境界線により囲まれた区域  
基点(国土地理院「出雲」三等三角点、和歌山県東牟婁郡串本町出雲字上尾ノ浦425番1)

北緯 33度27分32.5125秒

東経 135度46分57.2853秒

1の地点 基点から336度36分18秒 1,983.16mの地点

2の地点 1の地点から304度45分47秒 0.81mの地点

3の地点 2の地点から214度45分47秒 0.59mの地点

4の地点 3の地点から304度45分47秒 26.74mの地点

#### 埋立区域②

次の各地点のうち、5の地点から9の地点までを順次に結んだ線、9の地点と5の地点を結ぶ平成24年の秋分の満潮位(D.L.+1.83m)における公有水面と既設護岸及び陸地との境界線により囲まれた区域  
基点(国土地理院「出雲」三等三角点、和歌山県東牟婁郡串本町出雲字上尾ノ浦425番1)

北緯 33度27分32.5125秒

東経 135度46分57.2853秒

5の地点 基点から335度47分54秒 2,028.22mの地点

6の地点 5の地点から304度45分47秒 26.23mの地点

7の地点 6の地点から214度45分47秒 6.20mの地点

8の地点 7の地点から304度45分47秒 0.59mの地点

9の地点 8の地点から214度45分47秒 0.76mの地点

### (3) 面積

埋立区域① 64.54m<sup>2</sup>

埋立区域② 76.28m<sup>2</sup>

合計140.82m<sup>2</sup>

## 3 埋立地の用途

ふ頭用地

## 4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成25年10月28日和歌山県指令港空第26号

## 5 しゅん功認可年月日

平成27年7月7日

---

## 和歌山県告示第850号

平成23年和歌山県告示第396号(港湾法による袋港臨港地区内における分区の指定)を次のように改める。

なお、次の表の別図は、省略し、その図面を県土整備部港湾空港局港湾空港課及び東牟婁振興局串本建

設部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成27年7月17日

袋港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

分 区	区 域	面 積
商港区	東牟婁郡串本町二色及び同町串本の一部（別図に示す区域）	約0.2ha
漁港区	東牟婁郡串本町串本の一部（別図に示す区域）	約0.4ha

### 和歌山県告示第851号

平成27年度超伝導核磁気共鳴装置の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
超伝導核磁気共鳴装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県会計局総務事務集中課  
和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成27年6月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
鎌田理化医療器株式会社  
和歌山市十番丁22番地
- 5 落札金額  
64,800,000円（うち消費税及び地方消費税の額4,800,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成27年5月15日

### 警察本部告示

#### 和歌山県警察本部告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、交通切符管理システム構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成27年7月17日

和歌山県警察本部長 下田隆文

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
  - (1) 調達役務の名称

## 交通切符管理システム構築及び賃貸借業務

## (2) 調達役務の仕様等

交通切符管理システム構築及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## 2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成27年7月17日（金）において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないものであること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）サーバを用いたネットワークシステムを構築した実績を有すること。

（イ）複数拠点からなるネットワークシステムを構築した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）現地保守（修理）に対応したサーバー機器等のメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築業務を担当する者は（1）のオ及びキの要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

（ア）競争入札参加資格審査申請書

（イ）事業経歴書

（ウ）法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

- (エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- (コ) 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
- (サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
  - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
- 次の（ア）、（コ）及び（ス）から（ソ）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、（サ）の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、（シ）の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。
- また、（イ）から（ケ）までの書類については構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）
- (コ) 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

- (サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
  - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

## (ソ) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、(1) のア並びにイの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) (1) のア並びにイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)から(セ)までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成27年7月17日（金）から同年8月3日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成27年7月17日（金）から同年8月4日（火）までの間に和歌山県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 4 入札説明会の場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

## (2) 日時

平成27年7月24日（金）午前10時

## 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成27年7月17日（金）から同年8月17日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成27年8月17日（月）午後5時までに6に掲げる場所に必着させなければならない。

## 6 資格審査申請書類の配布の場所

交通指導課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

## 7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成27年8月24日（月）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

## 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成27年8月28日（金）午後4時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、平成27年9月3日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 公 告

## 入札公告

交通切符管理システム構築及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年7月17日

和歌山県警察本部長 下田 隆文

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

平成27年度から平成33年度まで

## (2) 調達役務の名称及び数量

交通切符管理システム構築及び賃貸借業務 一式

## (3) 履行期間

## ア 交通切符管理システム構築業務

契約日から平成28年3月31日までの間

## イ 交通切符管理システム賃貸借業務（システムの保守を含む。）

平成28年1月1日から平成33年12月31日までの間

## (4) 調達役務の仕様等

交通切符管理システム構築及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

## (6) 入札金額

総額で入札することとする。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成27年和歌山県警察本部告示第6号に規定する交通切符管理システム構築及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

## (2) 期間

平成27年7月17日（金）から同年8月3日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1号に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

## 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成27年7月17日（金）から同年8月4日（火）までの間に交通指導課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

(2) 日時

平成27年7月24日（金）午前10時

## 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

平成27年9月11日（金）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成27年9月10日（木）午後5時までに交通指導課に必着するように行わなければならない。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない

場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるとときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるとときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、交通指導課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に係のない和歌山県警察の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書作成の要否

要

#### 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 契約方法

契約は、落札者と行うものとする。

#### 15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### 16 Summary

(1) Construction and Rental of Traffic Ticket Management System

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Friday 11 September 2015 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.

Thursday 10 September 2015)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL:073-423-0110

FAX:073-423-0120